

個人情報 の 適正 な 取扱い を 確保 する ため に 農林水産分野における事業者が講ずべき 措置に関するガイドラインについて

農林水産分野における個人情報の保護
に関するガイドラインの逐条解説

農 林 水 産 省

(制定文)

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドラインを次のように定める。

【趣旨】

本ガイドラインが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「基本法」という。）第8条の規定に基づき定められ、個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するものであることを明確にするものである。

【解説】

基本法第8条においては、国は、事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他必要な措置を講ずることにより事業者等の取組を国が支援すべき旨が明らかにされている。

また、基本法第7条により定められた「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）においても、「各省庁は、法の個人情報の取扱いに関するルールが各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドラインの策定・見直しを早急に検討する」と定められているところである。

これらの規定を受け、農林水産分野における事業者に対し、農林水産省としてガイドラインを示すものである。

第一条（目的）

（目的）

第一条 このガイドラインは、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関して農林水産分野における事業者が講ずべき措置について指針となる事項を定めることにより、これらの事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本ガイドラインの目的が、高度情報通信社会が進展していることに伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関して事業者が講ずべき措置について指針となる事項を定めて、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを定めるものである。

【解説】

本条は、高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の取扱いの現状を踏まえ、ガイドラインの目的を定めたものである。

第二条（定義）

（定義）

第二条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

三 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)

ニ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)

ホ その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)若しくは電話番号のみが含まれる場合であつて、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者

四 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

五 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、次のイ又はロに該当するもの以外のものをいう。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの

(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

ロ 六月以内に消去することとなるもの

六 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

七 農林水産分野における事業者 第三号に規定する個人情報取扱事業者のうち農林水産業、食品産業その他の農林水産省の所管に係る事業を行うものをいう。

【趣旨】

本条は、本ガイドラインで使用する用語の定義を定めるものである。

【解説】

本ガイドラインで使用する用語の定義は、基本法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）と同じものを規定している。また、基本法に定義のない「農林水産分野における事業者」について、新たに定義を定めている。

（第7号）

「農林水産分野における事業者」とは、農林水産業、食品製造・流通業、外食産業など農林水産省の所管に係るすべての事業者を指し、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区等の各種組合やその他の農林水産大臣が主務大臣とされている団体（公益法人等）農薬・肥料メーカー等も対象となる。ただし、情報の入力業務を行う事業者で、農林水産大臣が主務大臣とされていないものが、統計調査票の記載内容の入力業務を一般入札等で受託したような場合は、ここでいう「農林水産分野における事業者」には当たらない。

また、独立行政法人、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、農水産業協同組合貯金保険機構は本ガイドラインの対象とならず、基本法（官民を通じた基本部分（第1章から第3章まで）に限る。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が適用される。

なお、個人情報取扱事業者に該当しない者の取扱いに関して、基本法第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」には、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が、過去6ヶ月間のいずれの日においても5,000件を超えない者（以下「小規模事業者」という。）は除外される（個人情報の保護に関する法律施行令第2条）。したがって、本ガイドラインの規定は、当該小規模事業者には適用されないこととなるものの、個人情報の適正な取扱いの確保に対する社会的な要請等もかんがみ、こうした小規模事業者においても、基本法、基本方針、本ガイドライン等を参考に、個人情報の適正な取扱いに自主的に取り組んでいくことが望ましい。

第三条（一般原則）

（一般原則）

第三条 農林水産分野における事業者（以下「事業者」という。）は、各事業の遂行に当たって事業者が遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定）の規定を遵守するほか、このガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 前項の事業者が、他の事業分野にも関係する場合は、当該他の事業分野に係る個人情報の保護に関するガイドライン等も遵守するものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報の適切な取扱いに関して、基本法、基本方針、各種法令等の規定と本ガイドラインの規定の適用関係を定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、事業の遂行に当たり個人情報を取得する場合には、各種の法令等の規定とともに、本ガイドラインの規定に従い、個人情報を適正に取り扱うべきである。

（第2項）

農林水産分野における事業者の中には、他の事業分野に関する事業を併せて行っている場合がある。このような場合は、当該他の事業分野に関して、これを所管する省庁が定めるガイドライン、指針等も遵守すべきである。

また、一般的な雇用管理に関する個人情報の取扱いについては、厚生労働省が定めた雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年7月1日厚生労働省告示第259号）、船員の雇用管理に関する個人情報の取扱いについては、国土交通省が定めた船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年9月29日国土交通省告示第1181号）も遵守すべきである。

第四条（取得の制限）

（取得の制限）

第四条 事業者は、その事業の遂行に必要な場合に限り、個人情報を取得するものとする。

2 事業者は、思想、信条、宗教、病気、健康状態その他社会的差別原因となる個人情報の取得又は保有に当たっては、その適正な取扱いの確保に特段の配慮を加えるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者に対して、その事業の遂行に必要な場合に限り個人情報を取得するものとすることを定めるとともに、個人情報のうち特定のものについては、その取得又は保有に当たって、適正な取扱いの確保に特段の配慮を加えるよう努めることを定めるものである。

【解説】

（第2項）

基本法は、個人情報の取扱いについて、利用目的をできるだけ特定しなければならないこと（基本法第15条）あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと（同法第16条）及び偽りその他不正の手段により取得してはならないこと（同法第17条）といった規定以外には特段の規定を置いていない。

しかしながら、思想、信条、宗教、病気、健康状態その他人種、門地等の社会的差別につながる個人情報については、その適正な取扱いの確保に特段の配慮を加えることが重要である。なお、農林水産分野においては、食の安全・安心を確保するため、例えば衛生管理の徹底が必要な業務に従事する者の健康状態を把握する必要がある場合が考えられるが、このような情報の取扱いに当たっては、特段の配慮がなされるよう努めるべきである。

第五条（利用目的の特定）

（利用目的の特定）

第五条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。当該利用目的の特定は、当該個人情報の供される事業、目的等が一般的かつ合理的に想定できる程度に明確に行うものとする。（法第十五条第一項関係）

2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。（法第十五条第二項関係）

【趣旨】

本条は、事業者が、個人情報を取り扱う場合は、本人が想定できない目的とならないように、利用の目的をできる限り特定しなければならないことを定めるとともに、その変更についても変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行うべきではないことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできるだけ特定しなければならない。本項において、

特定する「利用目的」とは、事業者がその事業に関して最終的にその個人情報により達成しようとする目的をいう。

「当該個人情報の供される事業、目的等が一般的かつ合理的に想定できる程度に明確に」とは、事業者の定款等に規定されている事業内容に照らして、個人情報が具体的にどのように取り扱われることになるのかが、個人情報の本人からみて一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることを意味する。

例1) 「 事業における商品の発送、アフターサービス、新商品・サービスのご案内のため」

例2) 「 事業における顧客名簿、 活動における会員名簿、組合員名簿として」

なお、第三者に提供することを目的としている場合は、その旨を特定しなければならない。

（第2項）

第1項において特定された利用目的と事業者の活動範囲との整合性を確保するため、利用目的の変更については、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内に限らなければならない。

「相当の関連性を有する」とは、具体的には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、予測できる範囲内の関連性があることをいう。

第六条（利用目的による制限）

（利用目的による制限）

第六条 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。（法第十六条第一項関係）

2 事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。（法第十六条第二項関係）

3 前二項に規定する本人の同意を得るに当たっては、書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第八条第四項前段、第十六条第二項及び第七項並びに第二十二条第一項第二号において同じ。）又は口頭により明示的な同意の意思表示がなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合（法第十六条第三項第一号関係）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（法第十六条第三項第二号関係）

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（法第十六条第三項第三号関係）

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（法第十六条第三項第四号関係）

【趣旨】

本条は、事業者に対して、あらかじめ本人の同意を得た場合その他一定の場合を除き、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと、また他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、承継前における当該個人情報の達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱ってはならないことを定めるとともに、本人の同意を得るに当たっては、明確な意思表示がなければならないことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。本項において、

「あらかじめ」とは、既に特定されている利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行う時点よりも前に、という趣旨である。

「利用目的の達成に必要な範囲」とは、第5条により特定された利用目的に照らしてこれを達成するために必要となる利用の範囲のこと。具体的には、個別の取扱

いに応じて個別具体的に判断されることになる。

(第2項)

「合併その他の事由」とは、合併のほか、営業譲渡、営業の現物出資、会社分割等が想定される。

(第3項)

「明示的な同意の意思表示」とは、例えば、

相手方が書面(メール、ホームページ上の入力画面等を含む。以下、この説明部分において同じ。)によって提出すること

目的外利用について説明している書面に、同意する趣旨で署名、なつ印がなされていること

書面上の同意する旨の確認欄に、本人によるチェックが付されていること

事業者からの説明に対し、本人が口頭で同意する旨の明確な意思表示がされていること

を指す。

なお、単に目的外利用を行う旨を記載した書面を本人に渡し、それに対して同意しない旨を表明しなかったことでは、本人の同意を得たことにはならない。

(第4項)

「法令に基づく場合」(第1号)

個人情報の目的外利用について、法令上具体的な根拠をもって行われる場合を指す。

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」(第2号)

当該要件には、人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益が侵害されるおそれが存在するとともに、当該個人情報を利用することによりその保護が図られることについての合理性があることも必要である。

本号に該当する場合としては、具体的には、意識不明となった者について、治療等の必要上、血液型、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合が考えられる。

「人」には、本人、第三者を含み、また自然人、法人を問わない。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、本人が意識不明、行方不明等であることなどにより本人の同意が物理的に得られない場合が考えられる。

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」(第3号)

公衆衛生、児童の健全育成のように、個人情報の利用が不可欠であって、社会全体の利益となる場合を指す。

例えば、疾病予防・治療に関する疫学調査、児童の非行防止に関する関係機関や地域社会の連携のための情報交換等を行う場合が考えられる。

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」(第4号)

「事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」とは、行政機関等からの情報提供の要請が法令の定める事務の実施のために行われるものであり、その情報提供が当該事務の実施に必要であり、かつ、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合である。

本号に該当する場合としては、例えば、国の行政事務に協力して、保有する個人情報を提供しようとするときに、

- 1) 同意を得るべき者が多数にのぼり、そのすべてから同意を得ることが事実上不可能な場合、
- 2) 当該事務の性質上本人の同意を得ようとすることに事務の遂行自体が阻害されるおそれがある場合

等が考えられる。

第七条（適正な取得）

（適正な取得）

第七条 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。（法第十七条関係）

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報を取得するに当たっては、適正な手段で行うべきことを定めるものである。

【解説】

事業者は、偽りによって個人情報を取得したり、その他の不正な方法や手続により個人情報を取得してはならない。不正に該当するか否かの具体的な判断については、個々の事案ごとに、基本法や他の個別の事業法等の趣旨に照らして判断することになる。

例えば、

個人情報を収集しているという事実や収集する目的を偽って取得する場合

他人が管理する個人情報を、正当な権限なく不正に取得する場合

などが考えられる。

第八条（取得に際しての利用目的の通知等）

（取得に際しての利用目的の通知等）

第八条 事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。（法第十八条第一項関係）

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。（法第十八条第二項関係）

3 事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。（法第十八条第三項関係）

4 第一項又は前項に規定する本人への通知は、書面又は口頭により行うものとし、公表は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法第十八条第四項第一号関係）

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（法第十八条第四項第二号関係）

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（法第十八条第四項第三号関係）

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（法第十八条第四項第四号関係）

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報を取得した場合には、あらかじめ本人の同意を得た場合その他一定の場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知し又は公表しなければならないこと、また、本人との間で契約をすることに伴って契約書に記載された当該本人の個人情報を取得する場合のように、直接書面に記載された本人の個人情報を取得する場合は、原則として、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならないこと等を定めるものである。

【解説】

個人情報の利用の目的を本人に通知、公表することによって本人が知り得る状態にすることにより、事業者の個人情報の取扱いの透明性が確保され、その適正な取扱いの確保が図られるものである。また、本人の開示・訂正等の請求による適切な関与も比較的

容易となる。

(第1項)

事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。本項において、

「あらかじめ利用目的を公表している場合を除き」とは、継続的に一定類型の個人情報を取得している事業者があらかじめ利用目的を一括して公表し得る場合などには、事業者は、取得の都度あらためて本人に通知し又は公表することを要しないとの趣旨である。

「通知」とは、ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせることをいう。ここでは必ずしも書面によることを必要とせず、口頭や使用者によることも認められる。具体的には、郵便、電話、FAX、電子メール等で行うことが考えられる。

「公表」とは、国民一般若しくは一定地域の住民又は不特定多数の人々が知ることのできるように一定の事項を公表することである。具体的には、ホームページへの掲載、パンフレットへの記載・配付、事業所の窓口等への書面の備付け・掲示等が考えられる。

(第2項)

事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。本項において、

「本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合」としては、契約書やアンケート用紙等によって個人情報を取得する場合及び商品やサービスの申込み、懸賞の応募等の際に個人情報の記載を求める場合等が考えられる。なお、メール、ホームページ上の入力画面への入力、電磁的記録への入力等による場合も含まれる。

ここでいう「明示」とは、利用目的を本人が明確に認識できるように示すことが必要である。したがって、第1項の通知が必ずしも文書によることを要しないのに対して、本項の場合は、利用目的について記載した部分が明確に分かる文書によりなされることが必要である。

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益が侵害されるおそれが存在するとともに、当該個人情報を利用することにより人の生命、身体又は財産の保護が図られることについて合理性があることが必要である。

「人」には、本人、第三者を含み、また自然人、法人を問わない。

また、この場合、第2項本文による「あらかじめ明示」することは必要ないが、

第1項の規定に基づき、取得した後、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表する必要がある。

(第3項)

事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

利用目的が変更された場合も、当初の利用目的の通知、公表と同様に、本人に対し通知し、又は公表することが必要である。

(第4項)

第1項又は前項に規定する本人への通知は、書面又は口頭により行うものとし、公表は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。本項において、

「継続的に」とは、ある一定程度の期間継続してという趣旨であり、例えば、書面の掲示、ホームページ上での掲載は、個人情報の本人がその公表された事項を認知する機会が十分に確保されるよう留意しなければならない。

(第5項)

一定の場合に、事業者の個人情報の取得の際の利用目的の本人への通知、公表の義務の規定(本条第1項から第3項まで)を適用しないことを定める。

「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」(第1号)

事業者が、個人情報の利用目的を本人に通知し又は公表することが本人の不利益になる場合や、結果として第三者に損害を与えることとなるおそれがある場合を指す。

例えば、悪質なクレーマーによる不当要求等への対策のため、企業間で情報交換を行っている場合に、当該悪質なクレーマー本人に対する通知によって、情報提供者に危害が及ぶおそれのある場合等が考えられる。

「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」(第2号)

事業者が、個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することによって、当該個人情報に内在する企業機密等が競合他社をはじめとする第三者に明らかになり、保護されるべき企業等の権利又は正当な利益が侵害されるおそれのある場合などを指す。

「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき。」(第3号)

法令の定める事務の遂行に当たって、民間企業等の協力を得る必要があるものの、協力する民間企業等の側で利用目的を本人に通知し又は公表することにより、国の機関又は地方公共団体が当該事務を実施することが困難になる場合を指す。

「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」(第4号)

個人情報取得される状況からみてその利用目的が自明である場合にまで事業者に対して利用目的を本人に通知し又は公表することを義務付けることは、事業

者に対し過剰な負担となるため、第1項から第3項までの規定を適用しないこととするものである。

例えば、商品の販売を行っている事業者が、注文に際して届出先の住所、電話番号といった個人情報を取得し、商品の発送のためだけに利用する場合は考えられる。ただし、当該情報を、商品発送時、又は事後に他商品の情報の案内等に使う場合は、該当しない。

また、一般的な慣行として行われている名刺交換、連絡先の交換など、いわゆるビジネスコンタクトとして、相手の氏名、所属、肩書き、連絡先等の個人情報を取得する場合であって、今後の連絡のためという自明の目的のために利用する場合は本号に該当する。

第九条（個人データの内容の正確性の確保）

（個人データの内容の正確性の確保）

第九条 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。（法第十九条関係）

【趣旨】

本条は、事業者が取り扱う個人データの内容について、利用目的の達成に必要な範囲内でその正確性・最新性の確保に努めることを定めるものである。

【解説】

「利用目的の達成に必要な範囲内」

その利用目的によっては、最新時点における事実に関する情報が必要となる場合だけでなく、過去の一定時点の事実に関する情報が必要となる場合や、軽微な変更が重要ではない場合など様々な場合が想定される。

「正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない」

「正確かつ最新の内容」とは、取り扱われる個人データの内容が、最も新しい情報と合致することをいう。

「努めなければならない」としているのは、一般に事業者にとって、常時、正確かつ最新の内容の個人データを把握できる状況にはなく、事業の必要の都度、又は本人の通報等に応じて、個人データの更新を行うという実態が想定されるからである。また、例えば、農山漁村地域における土地等に関する情報などは、不在村者が多数存在する場合、正確かつ最新の情報の把握を行いにくいということが想定され、このような場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの内容の正確性・最新性を確保すれば足りると考えられる。

第十条（保存期間）

（保存期間）

第十条 事業者は、その取り扱う個人データについて、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるよう努め、当該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、不必要に長期にわたって個人データが保有されることがないように、事業者が個人データを取り扱うに当たり、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるよう努めることを定め、また、当該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去するよう努めることを定めるものである。

【解説】

第6条において、事業者は、個人情報とその利用の目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないことを定めているが、個人データの保存期間についてもその利用の目的の達成に必要な範囲内で定めるよう努めるものとする。また、不必要に長期にわたり個人データが保有されると、当該個人データの漏えい等による本人の権利利益の侵害の危険性が高くなるおそれがある。このため、事業者は自ら定めた保存期間経過後又は利用の目的を達成した後は、遅滞なく消去するよう努めるべきである。

第十一条（安全管理措置）

（安全管理措置）

第十一条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。当該安全管理措置を講ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることが望ましい。（法第二十条関係）

一 組織的管理措置 個人情報取扱いに関する内部規程の整備、安全性に関する監査の実施、第十四条に規定する個人情報保護管理者の設置その他の安全確保のための組織体制の整備に関する措置

二 技術的管理措置 外部からの不正アクセスからの防御に関するシステムの構築及び情報の暗号化、個人データへのアクセス制限その他の個人データの取扱いに関する技術的措置

三 人的管理措置 個人情報取扱いに関する内部規程の周知徹底、次条第二項に規定する教育研修の実施その他の措置

【趣旨】

本条は、事業者が個人データを取り扱うに際して、個人データを安全に管理するため、必要かつ適切な措置を講じなければならないことと、その具体的内容を定めるものである。

【解説】

事業者が講ずる安全管理措置の内容として、本条では、以下の3分類に分けて安全管理措置を例示している。なお、安全管理措置を講ずるに当たっては、これらのいずれかに偏って行うべきではなく、3つの措置が一体的に講ぜられている必要がある。例えば、規程類を実行しうる技術的措置が講ぜられていること、当該技術を取り扱えるよう従業員が教育・訓練されていること、従業員が定められた規程類を遵守するよう意識啓発がなされていること等が一体となって、安全管理措置の効果が高まるものである。

（1）組織的管理措置（第1号）

組織的管理措置とは、個人情報の保護のための人員の配置、内部規程の整備、その運用が確実に行われるための監査体制の整備など、個人情報の安全管理のための組織体制の整備をいう。

内部規程に定める事項としては、以下のものが考えられる。

1)個人データを取り扱う者に関する事項

- ・ 個人データを実際に取り扱う者を、業務に必要な範囲内に限定すること。
- ・ 個人データを実際に取り扱う者に、ID、パスワード等を付与し、個人データを取り扱う際には、認証を行うこと。
- ・ 個人データを取り扱う権限を、業務に必要な範囲内に限定すること。

2)個人データの取扱い手続に関する事項

- ・ 個人データを取り扱うには、取扱いの権限を付与された者のID、パスワ

ード等の入力又は確認が原則として必要であること。

- ・ 個人データを取り扱う場所、時間に関する事項
- ・ 保管に関する事項
- ・ 個人データの不必要な閲覧の禁止
- ・ 個人データの外部への持出しの制限に関する事項
- ・ 手続に従った個人データの取扱いの実施状況の確認、監査に関する事項

3) その他

- ・ 迅速かつ適切な苦情処理（第24条に規定する事項）に関するマニュアル
- ・ 漏えい等が発生した場合の対処（第25条に規定する事項）に関するマニュアル

(2) 技術的管理措置（第2号）

技術的管理措置とは、社内のコンピューターシステムへの外部からの不正な侵入を防止するためのシステム構築や第三者に容易に個人データを識別されないために行うデータの暗号化など、個人データの取扱いに関する技術的措置をいう。

なお、台帳その他の紙媒体での個人データの物理的な保管に関することも含まれる。

- ・ 個人データへアクセスする際に、ID、パスワード等を入力しなければログインできないシステムの整備
- ・ パスワード等の入力を一定回数以上誤った場合のアクセスを拒否するプログラムの作成
- ・ ファイアウォールの構築
- ・ 個人データの移送（運搬・持出し、郵送、宅配等）通信時における情報の暗号化
- ・ 紙媒体の個人データを施錠できる場所、金庫等へ保管すること。

(3) 人的管理措置（第3号）

人的管理措置とは、実際に個人データを取り扱うこととなる従業者等に対して、個人データの適切な管理を行うよう意識の啓発を図り、その取扱いに関する教育・訓練を行うことをいう。

- ・ 内部規程の周知・徹底を図ること。
- ・ 従業者の監督を適切に行うこと（第12条）。

第十二条（従業員の監督）

（従業員の監督）

第十二条 事業者は、その従業員（事業者の組織内において直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、役員及び派遣社員を含む。以下同じ。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。（法第二十一条関係）

2 事業者は、安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業員に対し、教育研修その他の措置を実施するものとする。

3 事業者は、従業員がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人データの内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者が、従業員に個人データを取り扱わせるに当たって、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないことを定めるとともに、教育研修等を実施すべきことを定めるものである。また、従業員が業務上知り得た個人情報の内容を正当な権限なく他人に知らせたり、不当な目的に使用しないように必要な措置を講ずべきことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、その従業員（事業者の組織内において直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、役員及び派遣社員を含む。以下同じ。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

「従業員（事業者の組織内において直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、役員及び派遣社員を含む。以下同じ。）に個人データを取り扱わせるに当たっては」

「従業員」とは、事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、事業者との間の雇用関係の有無を問わない。したがって、業務のアウトソーシングにより、派遣社員等の使用が行われている場合であって、当該派遣社員等が事業者の指揮監督下にあると認められるときも含まれる。

「当該従業員に対する必要かつ適切な監督」

「必要かつ適切な監督」とは、個人データの性質、利用目的等と個人の権利利益の侵害の重大性や蓋然性、事業者の負担等を考慮して事案ごとに総合的に判断されるべきものである。仮に、従業員により個人データが漏えい等された場合に、事業者が相当な監督責任を尽くしていないと認められる場合には、当該従業員の行為のみならず、事業者に対しても監督不十分として責任を問われる場合があり

得る。

「必要かつ適切な監督」としては、例えば、内部規程に従って、個人データを適切に取り扱っているかどうかを適時に確認することが挙げられる。

(第2項)

事業者は、安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業員に対し、教育研修その他の措置を実施するものとする。

「教育研修その他の措置」

事業者は、第11条に定めるとおり、安全管理措置を講ずる必要があるが、従業員に対しては、個人情報の保護に関する教育、研修等により実際に個人データを取り扱う従業員の意識の啓発を図ることにより、従業員の個人情報保護意識を徹底することが重要である。(基本方針6-(1)-参照)

例えば、法令、内部規程の周知徹底、技術的研修、個人情報の漏えい等時における対処方法の徹底などが考えられる。

(第3項)

事業者は、従業員がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人データの内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

「正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため雇用契約において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする」

「正当な権限なく他人に知らせ」とは、従業員自身の権限、事務に含まれない場合、又は含まれる場合であっても、正当な理由なく、他人に知らせる場合等をいう。

「不当な目的に使用」とは、自己の利益を図るために利用する場合や公共の利益又は他人の正当な利益に反して利用する場合をいう。例えば、売却目的で企業等の保有する個人データを持ち出す場合などが考えられる。

「必要な措置を講ずるものとする」とは、従業員が業務上知り得た個人データについて正当な権限なく他人に知らせたりすることがないように、必要な措置を講ずることをいう。本ガイドラインにおいては、雇用契約において、従業員の秘密保持に関する事項を定めることを例示している。このほか、従業員が、業務上知り得た個人情報を正当な権限なく他人に知らせたりすることがないように、従業員への教育研修を行うことも重要である。

第十三条（委託先の監督）

（委託先の監督）

第十三条 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。（法第二十二條関係）

2 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託契約等において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 委託先における第十一条に規定する安全管理措置に関する事項
- 二 委託を受けた者（その従業者を含む。）の秘密保持に関する事項
- 三 再委託を許す場合はその条件及び再委託先の監督に関する事項

【趣旨】

本条は、業務の効率化の推進のため業務の委託（アウトソーシング）が進んでいる現状にかんがみ、個人データの取扱いの委託を行う場合に、受託者に対する必要かつ適切な監督など事業者が措置すべき事項を定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、個人データの取扱いについて他の者にその業務の委託を行った場合、当該個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。ここでいう「安全管理が図られる」とは、いわゆる個人情報取扱事業者が行うべきとされている安全管理措置（第11条参照）に準ずる措置が取られていることを指す。

「必要かつ適切な監督」に該当する措置としては、安全管理措置、秘密保持に関する事項、再委託の際の条件等について契約において明確に定めること（次項参照）や当該契約の内容が確実に遵守されていることを委託元が適時適切に確認することなどが挙げられる。

（第2項）

第1項に規定する「必要かつ適切な監督」に係る措置の例として、委託契約等において定めるべき事項を掲げたもの。その内容として、委託先においても、第11条に定める安全管理措置が行われていること、委託業務に際して知り得た秘密の保持、再委託の制限等が挙げられる。なお、これらの事項が委託契約等において定められた場合において委託先から不適切な方法で個人情報の漏えい等が発生した場合は、委託者は当該契約等に基づき、委託先に債務不履行責任を問えるものの、委託先の監督が十分でない場合は、委託者に委託先の監督責任が生ずることとなる。ここにおいて、委託契約等の「等」として、例えば、委託を受けた一の者と、個人データの取扱いについて複数の委託契約を締結している場合に、各個別の委託契約において、本項各号の事項を定めるのではなく、委託契約とは別の契約において包括的に本項各号の事項を定めることが考えられる。

本項各号に掲げる事項は、委託契約等において、少なくとも定めるべき事項を規定し

たものである。したがって、ここに掲げる事項以外のものを委託契約等において定めることを妨げるものではない。その他に規定する事項としては、例えば、委託した個人データの取扱いに関する委託者への報告、個人データの漏えい等が発生した場合の報告・連絡等が挙げられる。

(第2項第2号)

「委託を受けた者(その従業者を含む。)の秘密保持に関する事項」

「秘密保持に関する事項」とは、委託を受けた者が、業務上知り得た個人データを、正当な権限なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないことをいう。ここにおいて「正当な権限なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用」とは、委託を受けた者又は従業者自身の権限、事務に含まれない場合、又は含まれる場合であっても正当な理由なく、業務上知り得た個人データを他人に知らせることをいう。また、「不当な目的に使用」とは、自己の利益を図るために利用する場合や公共の利益又は他人の正当な利益に反して利用する場合をいう。例えば、委託に係る個人データを売却目的で持ち出す場合などが考えられる。

第十四条（個人情報保護管理者）

（個人情報保護管理者）

第十四条 事業者は、個人情報保護管理者（当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、内部規程及び監査体制の整備その他当該事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報の適正な取扱いのため、事業者に個人情報の取扱いに関する責任者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行わせるよう努めるべきことを定めるものである。

【解説】

個人情報の適正な取扱いのための措置の実施に関する責任の所在を明らかにし、第11条の安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いについて事業者の内部における責任体制を確保するため、事業者は、個人情報保護管理者を設置するよう努めるべきである。個人情報保護管理者とは、当該事業者の個人情報の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する者をいう。

個人情報保護管理者の設置については、基本方針の6の（1）の において規定されているところである。

第十五条（事業者が行う措置の対外的明確化）

（事業者が行う措置の対外的明確化）

第十五条 事業者は、事業者の個人情報の保護に関する方針等に関する宣言を定め、公表するよう努めるものとする。

2 前項に規定する宣言には、次に掲げる事項を定めることが望ましい。

一 取得した個人情報を目的外に利用しないこと。

二 苦情処理に適切に取り組むこと。

3 第一項に規定する公表は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

【趣旨】

本条は、事業者が、事業活動を行うに当たって自己の個人情報の保護に対する社会の信頼を確保するため、自己の個人情報の取扱いに関する方針等についての宣言を定め、公表するよう努めることを定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者が、事業活動を行うに当たって、自己の個人情報の保護に対する社会の信頼を確保するため、自己の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言を定め、公表するよう努めるべきである。

この自己の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言の方法としては、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等を定め、公表することが考えられる。プライバシーポリシーとは、事業者の個人情報保護に対する考え方を定め、公表するものであり、例えば、第2項に例示する「個人情報を目的外に利用しないこと」や「苦情処理に適切に取り組むこと」などを宣言するものである。プライバシーステートメントとは、事業者が具体的にどのように個人情報保護を図っていくかを対外的に明らかにするための宣誓文であり、プライバシーポリシーに比べ、より具体的な措置方法が定められることとなる。

（第2項）

上記の宣言は、事業者がそれぞれ自己の事業に応じて個人情報の取扱いに関する方針を定め、対外的に宣誓するものであるが、基本的にこれに定めるべき事項を例示した規定である。具体例としては、以下のものが挙げられる。

個人情報の目的外利用を行わないこと。

苦情の処理に適切に取り組むこと。

（第3項）

第1項に規定する宣言は、個人情報の取扱いに関する方針を対外的に広く宣誓することによって、自己の個人情報の保護に対する社会の信頼を確保するものであるため、その公表は、社会の一般の者が容易に知り得る状態になければならない。したがって、事業者がプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等を定めた場合は、事業所

の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に公表し、広く一般に知らしめることが重要である。

第十六条（第三者提供の制限）

（第三者提供の制限）

第十六条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者（自然人、法人その他の団体等を問わず、個人データを提供しようとする事業者及び当該個人情報に係る本人のいずれにも該当しない者をいう。以下同じ。）に提供してはならない。（法第二十三条第一項関係）

一 法令に基づく場合（法第二十三条第一項第一号関係）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（法第二十三条第一項第二号関係）

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（法第二十三条第一項第三号関係）

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（法第二十三条第一項第四号関係）

2 前項に規定する本人の同意を得るに当たっては、書面又は口頭により明示的な同意の意思表示がなければならない。

3 事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第一項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。（法第二十三条第二項関係）

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別できる個人データの第三者への提供を停止すること。

4 事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。（法第二十三条第三項関係）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合（法第二十三条第四項第一号関係）

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（法第二十三条第四項第二号関係）

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。（法第二十三条第四項第三号関係）

6 事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
(法第二十三条第五項関係)

7 前四項に規定する本人への通知は、書面又は口頭により行うものとし、本人が容易に知り得る状態に置く措置は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

【趣旨】

本条は、事業者は、本人の同意がない場合には、原則として取得した個人データを第三者へ提供してはならないことを規定するとともに、個人データを第三者に提供できる場合や第三者提供に当たらない場合について、具体的に定めるものである。

【解説】

(第1項)

事業者は、原則として、あらかじめ本人に同意を得ることなく、当該本人に係る個人データを第三者に提供することを禁止するものである。

「あらかじめ」とは、「第三者へ個人データが提供される時点より前」、という意味である。

また、「本人の同意」を取得するに当たっては、書面(メール、ホームページ上の入力画面等を含む。)口頭により明示的な同意の意思表示がなければならない(第2項関係)。

「第三者」とは、個人データを第三者に提供しようとしている事業者又は当該個人データの本人以外の者をいい、自然人、法人その他の団体であることを問わない。ただし、本条第5項各号に規定する者は含まれない。

なお、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供できる。

「法令に基づく場合」(第1号)

個人データの目的外利用について、法令上具体的な根拠をもって行われる場合を指す。

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」(第2号)

当該要件には、人の生命、身体又は財産に関する具体的な権利利益が侵害されるおそれが存在するとともに、当該個人データを利用することによりその保護が図られることについての合理性があることも必要である。

本号に該当する場合としては、具体的には、意識不明となった者について、治療等の必要上、血液型、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合が考えられる。

「人」には、本人、第三者を含み、また自然人、法人を問わない。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、本人が意識不明、行方不明等

であることなどにより本人の同意が物理的に得られない場合が考えられる。

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」(第3号)

公衆衛生、児童の健全育成のように、個人データの利用が必要不可欠であって、社会全体の利益となる場合を指す。

例えば、疾病予防・治療に関する疫学調査、児童の非行防止に関する関係機関や地域社会の連携のための情報交換等を行う場合が考えられる。

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定めた事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」(第4号)

「事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」とは、行政機関等からの情報提供の要請が法令の定める事務の実施のために行われるものであり、その情報提供が当該事務の実施に必要であり、かつ、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合である。

本号に該当する場合としては、例えば、国の行政事務に協力して、保有する個人データを提供しようとするときに、

- 1) 同意を得るべき者が多数にのぼり、そのすべてから同意を得ることが事実上不可能な場合、
- 2) 当該事務の性質上本人の同意を得ようとすることに事務の遂行自体が阻害されるおそれがある場合

等が考えられる。

なお、第1項の第三者提供に該当する場合としては、例えば、以下の場合が挙げられる。ただし、これらの場合でも、本条第5項各号に掲げる場合に該当すれば、第三者提供に該当しない。

- ・ 企業グループ間、系列企業間、親子会社間等で個人データを共有、交換する場合
- ・ フランチャイズ組織の本部、加盟店間で個人データを共有、交換する場合
- ・ 同業者間で個人データを共有、交換する場合

(第3項)

個人データの第三者への提供は原則として禁止されているものであるが、事後的に個人データの本人が、第三者提供を停止することができる場合であって、本項各号に掲げる事項をあらかじめ、本人に通知し、又は本人の知り得る状態に置いていけば、例外的に第三者提供ができる。

なお、ここで「本人が容易に知り得る状態に置く」とは、事業所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により公表等を継続的に行うことをいう(第7項関係)。

第三者提供ができるためには次に掲げるすべての事項を、あらかじめ本人に通知、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

「第三者への提供を利用目的とすること。」(第1号)

個人データを第三者に提供することが利用目的であることを明らかにする必要がある。

「第三者に提供される個人データの項目」(第2号)

第三者に提供されることとなる情報の具体的項目を指す。例えば、氏名、住所、電話番号、口座番号、商品購入履歴等である。

「第三者への提供の手段又は方法」(第3号)

当該情報を第三者へ提供する方法を指す。例えば、書籍(地図等)として出版する、インターネットに掲載する、電子ファイルで提供する、紙媒体で提供する等である。

「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。」(第4号)

本人から当該本人に係る個人データの第三者への提供の停止の求めがあれば個人データの提供を停止することを明らかにしていることをいう。

(第5項)

個人データの共同利用が広く行われている今日において、事業者から個人データの提供を受ける者の中には、事業者とは別な主体として形式的には第三者に該当するものの、その取扱いの態様、本人の権利利益侵害のおそれの程度等からみて、本人との関係では、提供元である事業者と一体のものとしてみなすことが適当かつ合理的な場合がある。

この場合、このような者は、本条第1項、第3項及び第4項の適用に当たっては「第三者」には該当せず、事業者とこのような提供先の間において個人データの移転が本条の規定により制限を受けないこととする趣旨である。具体的な要件としては、以下の各号に掲げるものがある。

「事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」(第1号)

顧客情報を始めとした大量の個人データの取扱いについて、外部委託が広く行われている現状にかんがみて、事業者が個人データの利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いを委託する場合には、自己が取り扱う場合と実質的に変わらないことから、第三者提供には当たらないとする趣旨である。

個人データの取扱いを委託をする場合の例としては、個人データの入力、集計、加工、編集等を委託するため、個人データを提供する場合などがある。

なお、当然のことながら、委託を行う事業者は、第13条に規定する委託先の監督義務を遵守しなければならない。

「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」(第2号)

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され、個人データも併せて移転するような場合は、従前の事業者の法的地位は新事業者にそのまま承継されることから、個人データの移転に関しても第三者提供に当たらないとする趣旨である。

なお、事業の承継後においても、移転された個人データは移転前の利用目的の範囲内で利用されなければならない。

「個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称につい

て、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。」
(第3号)

同業者、グループ企業、系列企業等の中で個人データを共有し、共同利用する場合である。この場合、以下の事項についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- 1) 共同して利用する旨
- 2) 共同して利用される個人データの項目
例えば、氏名、住所、電話番号、口座番号、商品購入履歴等である。

- 3) 共同して利用する者の範囲

個人データの本人からみて共同して利用する者の外延が客観的に明確であることが求められる。企業グループ等の場合は、必ずしも個別の企業を網羅的に列記する必要はないが、少なくとも、当該企業グループを構成する企業の範囲が一般的かつ合理的に想定できること又はホームページ、パンフレット等に当該企業グループを構成する企業の一覧が記載されており、個人データの本人が容易にその範囲を知ることができること等が必要である。

- 4) 利用する者の利用目的
- 5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

共同で個人データを利用する者(事業者)の中で、第一次的に苦情を受け付け、その処理に当たるとともに、共同利用している個人データの内容について開示、訂正等を行う権限を有する者をいう。なお、第14条に規定する「個人情報保護管理者」とは異なる。

(第7項)

第3項から第6項までに規定する本人への通知は、書面(メール、ホームページ上の入力画面等を含む。)口頭等により行うものとし、本人が容易に知り得る状態に置く措置は、事業所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に公表等を行う必要がある。

第十七条（保有個人データに関する事項の公表等）

（個人情報に関する事項の公表等）

第十七条 事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。（法第二十四条第一項関係）

一 当該事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第八条第五項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該事業者が認定個人情報保護団体（法第三十七条第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。（法第二十四条第二項関係）

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合（法第二十四条第二項第一号関係）

二 第八条第五項第一号から第三号までに該当する場合（法第二十四条第二項第二号関係）

3 事業者は、前項の規定により求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。（法第二十四条第三項関係）

【趣旨】

本条は、保有個人データの本人等が自己の保有個人データ等の取扱いについて把握できる状態に置き、その取扱いの透明性を確保するため、事業者に対して、原則として、当該事業者の氏名又は名称、保有個人データの利用目的、開示等の求めに応じる手続等を本人の知り得る状態に置くとともに、本人からの求めに応じてその保有個人データの利用目的を通知すべきことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

第1項各号に定める事項は、保有個人データの取扱いの透明性の確保のために必要不可欠な事項であり、保有個人データの取扱いに関する事項の公表を行う際には原則として記載することとする。

「本人の知り得る状態」とは、本人が知りたいと望んだときに、その知りたい情報を

取得できる状態を指す。具体的には、事業所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載、パンフレット・広報誌等における明記その他の方法により継続的に行うことが考えられる。なお、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む」とは、事業者に対して本人が知りたいと要求してきたときに、その求めに係る情報を遅滞なく示すことで足りることを意味する。この場合、口頭での説明も可能である。ただし、公表事項の明確性、本人の利便性等を考慮し、文書等での提示の要求があった場合には文書等の形態で示せることが望ましい。

公表すべき事項は、例えば、以下の事項である。

当該事業者の氏名又は名称

全ての保有個人データの利用目的（第8条第5項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

なお、第8条第5項第4号（「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」）においては、原則通り、保有個人データの利用目的を公表しておく必要がある。（第2項）

本人から、「利用の目的」について通知を求められたときは、その利用目的を本人に対して遅滞なく通知しなければならない。

「利用の目的」については、第1項の規定により、公表すべき事項として挙げられているが、当該公表のみでは必ずしも本人の保有個人データの利用目的が明確にならない場合も想定されるため、本項において通知することが規定されている。したがって、公表されている内容によって、保有個人データの利用の目的が誰の目にも明らかである場合には、通知を行う必要はない（同項第1号）。

また、取得に際しての利用目的の本人への通知、公表に係る規定の適用除外に該当する場合（第8条第5項各号）においても、求められた通知を行う必要はない（同項第2号）。

（第3項）

第2項各号では、本人からの利用の目的の通知の求めに対して通知しなくともよい場合が規定されているが、この規定に基づき、通知を行わない旨を決定した場合は、当該決定について、遅滞なく本人に知らせなければならない。この場合においては、第21条の規定により、なぜそのような決定を行ったかについての理由も併せて通知するよう努めなければならない。

第十八条（開示）

（開示）

第十八条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面を交付する方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。（法第二十五条第一項関係）

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法第二十五条第一項第一号関係）

二 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合（法第二十五条第一項第二号関係）

三 他の法令に違反することとなる場合（法第二十五条第一項第三号関係）

2 事業者は、前項の規定により求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨及び根拠となる条項（当該保有個人データの全部又は一部について開示しないことの根拠となる法第二十五条第一項各号のうちいずれかの条項をいう。）を通知しなければならない。（法第二十五条第二項関係）

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。（法第二十五条第三項関係）

【趣旨】

本条は、事業者は、本人からの保有個人データの開示の求めがあった場合には原則としてこの求めに応じなければならないこととし、また、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく当該決定をした旨及び根拠条文を通知しなければならないことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

「書面を交付する方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により」とは、開示の求めに対して保有個人データの開示を行う場合は、原則として書面で行うことを意味する。ただし、開示請求者本人の同意がある場合には、電子メール、口頭説明、電話等により行うことも可能である。この場合の同意の取得については、必ずしも書面で行う必要はないが、開示請求者が十分納得した上で同意を行えるように、開示の方法について具体的に説明・提示する必要がある。

なお、第1項各号に該当する場合は、保有個人データの開示の求めに対して、その全部又は一部について開示しないことができる。第1項各号に該当する場合であっても、

その一部分が該当する場合であって、当該部分を残りの部分から分離し（具体的には、該当する部分を削除、塗りつぶし等すること）、本人に通知することができる場合は、原則として一部開示を行うことを原則とする。

全部不開示又は一部不開示とできる場合は、具体的には以下のとおりである。

「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合」(第1号)

本人又は第三者（自然人、法人を問わない。）の生命、身体、財産を始めとした法律上の保護に値する利益一般を害するおそれがある場合をいう。

例えば、重大な疾病に関する情報であって、それを本人が知ることにより、本人に重大な精神的苦痛を与えたり、病状の悪化を引き起こすおそれがある場合等が考えられる。

「当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」(第2号)

例えば、開示等を行うことによって、検査業務、審査業務、資格試験業務等に対する不正を助長するおそれ（検査機関、審査機関、試験実施機関の公正な判断を萎縮させてしまうおそれ等）がある場合などが挙げられる。

「他の法令に違反することとなる場合」(第3号)

他法令中、開示を制限する規定を設けているものについては、当該他法令の規定が優先することとなる。

(第2項)

事業者は、本人から保有個人データの開示の求めがなされた場合に、全部不開示又は一部不開示とする決定を行った場合は、当該決定をした旨及びそのような決定をした根拠となる条項（基本法第25条第1項各号）を、開示の求めをした本人に通知する必要がある。なお、その際は、単に該当する条項のみを示すだけでなく、第21条の規定により、不開示決定に至った事情、理由等も併せて通知するよう努めなければならない。

(第3項)

他法令においては、すでに本人に関する情報の通知、閲覧等の方法により開示を行うことを規定しているものが存在する。この場合には、当該法令の規定に加えて、基本法の開示の規定を重複して認める必要性が乏しく、また、基本法の開示の制限の規定により不開示を行うこととなると、他法令に基づく事務の安定的な実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該他法令によることとし、基本法に基づく開示は行わないこととする。

なお、本項に該当する法令としては、例えば、農業協同組合法第35条、森林組合法第49条、水産業協同組合法第39条、土地改良法第29条等の規定による組合員名簿の閲覧などがある。

第十九条（訂正等）

（訂正等）

第十九条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行わなければならない。（法第二十六条第一項関係）

2 事業者は、前項の規定により求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。（法第二十六条第二項関係）

【趣旨】

本条は、本人による保有個人データへの適切な関与を確保するため、事業者がその保有する保有個人データの内容が事実でないという理由により訂正等を求められた場合には、原則として、利用目的の達成に必要な範囲内において、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならないことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

「内容が事実でないという理由」

「内容が事実でないという理由」とは、当該本人に関する保有個人データの内容（住所、性別、生年月日等）が客観的事実と相違することを意味するのであり、当該本人に対する判断、意見、評価等についての見解の相違までを含まない。

「利用目的の達成に必要な範囲内において」

当該事業者が保有する保有個人データに関して、最新の個人情報と内容が異なる場合であっても、その事業の目的によっては、履歴情報としてある一定の過去の情報が必要な場合やある特定の状況下における情報が必要な場合も想定される。そのため、それぞれの事業における利用目的の達成に必要な範囲内において訂正を行うものとする。

（第2項）

事業者は、保有個人データの内容の訂正の求めに対して、当該訂正の措置を取ったときはその旨及びその内容を通知しなければならない。また、一部訂正に応じる場合は、その旨及びその内容を通知するものとする。さらに、訂正の求めに応じないときは、その旨を通知しなければならない。なお、一部訂正を行ったとき、又は訂正の求めに応じないときは、第21条の規定により、一部訂正とする理由又は訂正の求めに応じない理由についても併せて通知するよう努めなければならない。

第二十条（利用停止等）

（利用停止等）

第二十条 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第十六条（利用目的による制限）の規定に違反して取り扱われているという理由又は法第十七条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。（法第二十七条第一項関係）

2 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第二十三条第一項（第三者提供の制限）の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。（法第二十七条第二項関係）

3 事業者は、第一項の規定により求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定により求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。（法第二十七条第三項関係）

【趣旨】

本条は、事業者に対し、その保有する保有個人データに関し、その利用の停止又は第三者への提供の停止を本人から求められた場合は、原則として、これに応じなければならないことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

「法第十六条（利用目的による制限）の規定に違反して取り扱われている」場合とは、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有個人データを取り扱っている場合をいう。

「法第十七条（適正な取得）の規定に違反」した場合とは、偽りその他不正の手段により保有個人データを取得した場合をいう。

「求めに理由があると判明したとき」とは、保有個人データの本人が主張する基本法第16条の規定に違反して取り扱われていること、又は基本法第17条の規定に違反して取得されていることが事実であることが判明した場合である。

「違反を是正するために必要な限度」とは、他の方法により、基本法第16条又は基本法第17条の規定の違反状態の是正が可能である場合には、必ずしも本人の求めどおりに是正する必要はないという趣旨である。つまり、例えば、保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、一部の消去や保有個人データの修正で足りる場合は、このような措置を講ずることで足りるものである。

「多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき」とは、利用停止の実施に際し、多額の費用がかかる場合等、事業者への負担と個人の権利利益の救済を勘案し、代替措置で対応可能な場合は、これで足りるという趣旨である。

(第2項)

基本法第23条第1項は、個人データの第三者提供の原則禁止を定め、併せて例外的に第三者提供の可能となる要件を定めている。この規定に違反して第三者提供が行われているという理由により、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、当該保有個人データの第三者への提供に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するためこれに代わるべき措置をとるとき以外は、遅滞なく第三者提供を停止しなければならない。

「求めに理由があると判明したとき」とは、保有個人データの本人が主張する基本法第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されていることが事実であることが判明した場合である。

「多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき」とは、第三者への提供を停止することにより多額の費用がかかる場合等、事業者への負担と個人の権利利益の救済を勘案し、代替措置で対応可能な場合は、これで足りるという趣旨である。

(第3項)

「利用停止等を行わない」又は「第三者への提供を停止しない」ときとは、保有個人データの本人の求めに理由がなくこれらの措置をとらない場合、又は第1項ただし書き若しくは第2項ただし書きの規定により、利用停止等若しくは第三者提供の停止に代わる代替措置をとる場合をいう。なお、利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、第21条の規定により、そのような決定をした理由についても併せて通知するよう努めなければならない。

第二十一条（理由の説明）

（理由の説明）

第二十一条 事業者は、第十七条第三項（利用目的の非通知に関する通知）、第十八条第二項（保有個人データの不開示等に関する通知）、第十九条第二項（訂正等に関する通知）又は前条第三項（利用停止等に関する通知）の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。（法第二十八条関係）

【解説】

本条は、保有個人データの本人からの利用目的の通知、保有個人データの開示等、訂正等及び利用停止等の求めに対し、その求めの全部又は一部について、その措置をとらない場合又は措置をとる場合でも本人の求めとは異なる措置を行う場合について、その理由を説明するよう努めることを定めるものである。

第二十二條（開示等の求めに応じる手続）

（開示等の求めに応じる手続）

第二十二條 事業者は、第十七條第二項（利用目的の通知の求め）、第十八條第一項（保有個人データの開示の求め）、第十九條第一項（保有個人データの訂正等の求め）又は第二十七條第一項（保有個人データの利用停止等の求め）若しくは第二項（保有個人データの第三者提供の停止の求め）の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次に掲げる事項について、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。（法第二十九條第一項関係）

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認の方法

四 第二十三條第一項の手数料の徴収方法

2 事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。（法第二十九條第二項関係）

3 開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。（法第二十九條第三項関係）

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。（法第二十九條第四項関係）

【趣旨】

本条は、開示等の求めを受け付ける方法及び代理人による開示等の求めに関する手続を定めるとともに、開示等の求めの対象となる保有個人データの特定の仕方及び事業者が当該手続を定めるに当たって本人に加重的負担を課さないよう配慮しなければならないことを定めるものである。

【解説】

（第1項）

利用目的の通知の求め（基本法第24条第1項）、保有個人データの開示の求め（基本法第25条第1項）、保有個人データの訂正等の求め（基本法第26条第1項）、利用停止等の求め（基本法第27条第1項）及び第三者提供の停止等の求め（基本法第27条第2項）に関して、事業者は、本人からの求めを受け付ける方法を定めることができる。併せてその定めるべき事項は、以下のとおりである。

「開示等の求めの申出先」(第1号)

「開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式」
(第2号)

「その他の開示等の求めの方式」としては、開示等の求めを提出する手段として、書面の持参、郵送、FAX等が考えられる。

「開示等の求めをする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認の方法」(第3号)

本人確認の方法としては、対面における運転免許証、パスポート等の写真付きの身分証明書等による確認、印鑑証明書及び実印による確認等、また、郵送、FAX等における免許証等のコピーの添付等が挙げられる。

また、代理人の確認の方法としては、代理人自身の確認方法として、上記の本人確認の方法に準じた確認及び代理を示す旨の委任状等が必要である。

(第3項)

本人が、未成年者である場合や成年被後見人である場合又は本人の委任がある場合は、代理人による開示等の求めが可能である。事業者は、代理人による求めに応じることが想定される場合は、第2項の規定により、代理人であることの確認方法を定めておくことが望ましい。

(第4項)

事業者は、開示等の求めに関する手続等を定めるに当たって、必要以上に膨大な証明書、書類等の提示・提出を定めたり、煩雑な申請手続を定めることがないように配慮しなければならない。開示に係る保有個人データの性質を考慮し、それに応じた手続とすべきである。

また、手続等の定め以外にも、開示の申出先、受付窓口について、不当に利便性の悪い場所に設置したり、不当に少なくするなどの地理的、物理的制約を行うこと又は受付時間を不当に短くする等、時間的制約を行うことがないように配慮すべきである。

第二十三条（手数料）

（手数料）

第二十三条 事業者は、第十七条第二項に規定する利用目的の通知又は第十八条第一項に規定する開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。（法第三十条第一項関係）

2 事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。（法第三十条第二項関係）

【趣旨】

本条は、事業者は、利用目的の通知（基本法第24条第2項）又は開示（基本法第25条第1項）を求められたときは、その実施に関して、手数料を徴収することができることを定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、利用目的の通知又は開示の求めに対して、これを実施するに当たっては、求めの受付、内容の審査、調査、通知の実施等に関し、費用が発生することになるため、これらの実費を勘案して手数料を定め、徴収することができる。なお、仮に不開示決定を行う場合であっても、求めの受付、内容の審査、調査等に関して、費用が発生しているため、手数料を徴収することができる。

手数料を定めた場合は、基本法第24条第1項の規定により、手数料の額（及びその手数料徴収の手續等）を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなくてはならない。

なお、この規定は、事業者に対し、利用目的の通知又は開示に関する手数料を徴収することを可能にするための規定であり、必ず手数料を徴収しなければならないとする趣旨ではない。そのため、事業者において、手数料を徴収しないことも可能である。

（第2項）

手数料の額は、「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において」定められなければならない。そのため、利潤を得る目的で手数料を設定してはならない。

第二十四条（苦情の処理）

（苦情の処理）

第二十四条 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。（法第三十一条第一項関係）

2 事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。（法第三十一条第二項関係）

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うよう努めること及びそのために必要な体制を整備するよう努めることを定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、利用、提供、開示又は訂正等を始めとした個人情報の取扱いに関する苦情一般に対し、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

（第2項）

また、事業者は、前項の苦情処理のために必要な体制を整備するよう努めなければならない。例えば、苦情処理に係る窓口の設置、苦情処理に関する規程の整備、苦情処理を行う従業員への教育・研修の実施等が挙げられる。

第二十五条（漏えい等が発生した場合の対応）

（漏えい等が発生した場合の対応）

第二十五条 事業者は、自己の取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下この条において同じ。）の漏えい等の事実を把握した場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

2 事業者は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を、遅滞なく公表するものとする。

3 事業者は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、事実関係、発生原因及び対応策を農林水産省に直ちに報告するものとする。

【趣旨】

本条は、実際に個人情報の漏えい等が発生し、その事実を事業者が把握した場合に、事業者が講ずべき措置を定めるものである。

【解説】

（第1項）

事業者は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、その個人情報の本人が適切に対応できるようにするため、事実関係を本人に速やかに通知すべきである。また、漏えい等に係る個人情報の本人の居場所が不明であるなどの理由により、物理的に本人に通知できない場合があるが、このような場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容（漏えいした情報の事項等）を本人が容易に知り得る状態に置くべきである。なお、ここで「本人が容易に知り得る状態に置く」とは、事業所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に公表を行うことをいう。

（第2項）

事業者は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を遅滞なく公表すべきである。

（第3項）

事業者は、自己の取り扱う個人情報の漏えい等の事実を把握した場合は、事実関係、発生原因、対応策を農林水産省へ報告するものとする。この場合、農林水産省への報告は、当該事業者の行う事業を所管する担当部局へ、報告書、電話その他の方法により行うこととする。